



第41号様式（第36条関係）

3 武都ま第 648 号
令和 4 年 4 月 28 日



殿 外 6 名

武蔵野市長 松 下 玲



調整会開催要否決定通知書

令和 4 年 4 月 21 日付けで請求のあった調整会の開催については、~~（開催する）開催しない~~ことを決定したので、武蔵野市まちづくり条例第 61 条第 4 項の規定により、次のとおり通知します。

~~なお、調整会の開催の日時及び場所は、武蔵野市まちづくり委員会が後日通知します。~~

開発事業の名称		成蹊大学11号館建設事業
開発区域 の場所	地名地番	武蔵野市吉祥寺北町952番 1 外
	住居表示	武蔵野市吉祥寺北町 3 丁目 3 番 1 号 外
開催しないことを 決定した理由		請求理由がまちづくり条例上の開発基本計画に関する ことではないため。
備考		条例上、調整会は開発基本計画についてなされることとされており、その開発基本計画は条例第40条により施行規則第22条に列挙された届出書類に基づく内容と定義されております。この中に調整会開催請求書に記載されている「電波影響について」「アスベストについて」「工事全般について」「工事計画について」の内容は含まれていないこと、「11号館の利用用途について」は調整会の場での調整の余地がないことから、調整会の議題には挙げられないことをご了承願います。 なお、本通知書及び調整会開催請求書の公表後、開発事業者へは、可能な範囲で回答を行うよう市として指導いたします。

注 この通知書の内容は、武蔵野市まちづくり条例第61条第 4 項の規定により公表します。

